

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和4年7月26日（火）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 副議長 大和田和男 議員 原田 陽子
議員 小泉 周司 議員 小池 正夫
議員 石川 義光 議員 關 守
議員 富山 豪 議員 花島 進
議員 寺門 厚 議員 木野 広宣
議員 古川 洋一 議員 勝村 晃夫
議員 武藤 博光 議員 笹島 猛
議員 君嶋 寿男 議員 福田耕四郎

欠席者 議長 萩谷 俊行

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 莊一 次 長 横山 明子
書記 田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 玉川 明
教育長 大縄 久雄 企画部長 大森 信之
政策企画課長 篠原 広明 政策企画課長補佐 宇佐美智也
市民生活部長 玉川 一雄 環境課長 綿引 稔
環境課長補佐 萩津 厚緒

会議に付した事件

- (1) イオン那珂ショッピングセンター計画について
…執行部より説明あり
- (2) 大宮地方環境整備組合環境センター（ごみ焼却施設）の整備方針について
…執行部より説明あり
- (3) その他
…事務局より説明

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

事務局長 皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルスの感染者も今増加している状況でございますので、議会といたしましても新型コロナウイルス感染症の対策を万全といたしまして実施していきたいと思っております。

いつものように廊下側のドアを換気のために開放しております。

それからアクリル板の設置、マスクの着用をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは全員協議会の開会に当たり、まず、議長が本日欠席でございますので、副議長のほうからご挨拶をお願いいたします。

副議長 皆さん、おはようございます。

本日は全員協議会にご参集賜り、誠にありがとうございます。

先ほど、局長からお話があったとおり、萩谷議長、検査は3回やりましたが、陰性だったということなんですけども、体調がすぐれないということで、本日欠席ということで私が議事進行を務めさせていただきます。

また今日雨で涼しいですが、日ごろ酷暑が続いております。議員各位におかれましても、また執行部におかれましても体調管理を十分に気を付けていただいて、活動業務に遂行していただきたいと思ひます。

また、新型コロナウイルス感染症の話がありましたが、先日、那珂市でも64人という数字を見たときにやはり驚愕したと思ひます。やはりもう足元まで迫ってるということで、各自再度、新型コロナウイルス感染対策に留意していただくとともに、職員の皆様も、感染が拡大してることもありますけども、やはりまた今一度、市民の安心安全のために、新型コロナウイルス感染対策のほう、ご尽力賜りますことをお願い申し上げます。ご挨拶をさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひします。

事務局長 それではこの後は副議長の進行でよろしくお願ひしたいと思います。

副議長 ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は簡潔かつ明瞭にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席議員は、16名でございます。欠席議員は1名であります。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため議会事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして市長が出席しておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

市長 おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関わる各種施策にご理解ご協力をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

ただいま副議長からありましたけれども、新型コロナウイルス感染症に関しましては、これまで一定の落ち着きを見せておりましたけれども、7月上旬から再び感染が急拡大しまして、23日には、国内の新規感染者が初めて一日20万人を超えた。茨城県内でも、過去最多の感染者数を更新しております、この状況を受けて県は、22日に第7波に入ったとの認識を示した上で、県全体のステージを2から3に引き上げ、感染予防の徹底を呼び掛けております。その一方、医療提供の逼迫が見られないとして、イベントの自粛など、現時点では行動制限は求めないとしております。このような中、市としましては、改めて換気や手洗い、マスクの着用、密を避けるなどの基本的な感染対策を徹底するとともに、引き続き緊張感を持って感染状況の推移を注視してまいりたいと存じております。同時に、対象者が速やかにワクチン接種できる体制についても継続してまいります。

さて、本日の全員協議会におきましては、イオン那珂ショッピングセンター計画についてと大宮環境整備組合環境センターごみ焼却施設であります、この整備方針についての2件につきましてご説明をさせていただきます。ご協議のほど、よろしくお願い申し上げます。簡単でございますがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

副議長 ありがとうございます。それでは、次第に従いまして、議事に入ります。

イオン那珂ショッピングセンター計画について、執行部より説明をお願いいたします。
政策企画課長 政策企画課長の篠原です。ほか1名が出席しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは全員協議会の資料に基づきましてご説明を申し上げます。

イオン那珂ショッピングセンター計画についてでございます。この件につきましては、議長の下承をいただきまして、7月15日に、各議員宛てにラインワークスでお知らせをしたところでございますが、本日改めてご報告をさせていただくものでございます。

まず資料の1枚目でございます。イオン那珂ショッピングセンターの寄居地区への進出について、7月12日にイオンリテール様と、日榮産業様が来庁されまして、市長との面談があり、イオン那珂ショッピングセンターとして開発することの断念、及び日榮産業へ開発の承継をするという旨のお話がありました。

内容につきましては、次の2ページでございます。

イオンリテール開発本部長から、那珂市長宛ての文書となりますが、中ほどに記載がありますとおり、マーケット情勢の大きな変化等に伴う諸般の事情により、開発を断念すること。下段では、当該物件地は、当物件地内に所有地、借地権利を有する日榮産業に承継し、開発の協力をいただけること。そして、スムーズな引継ぎを行い、地権者の方々にご迷惑をおかけしないようにすると説明がございました。

次の3ページは、図面になります。左側がイオンの当初の開発計画図でございまして、

3層での大型ショッピングセンターの計画でございました。右側が日榮産業から現時点で提示できる開発計画図となりまして、記載のとおりエリアを分割しまして、順次開発を進めていく予定であるということでございます。

また、1ページ目の資料に戻っていただきまして、3番の地権者説明会でございます。記載のとおり、7月29日金曜日とその翌日30日の土曜日におきまして、イオン及び日榮産業において地権者説明会を実施しまして、地権者様に丁寧にご説明するとともに、個別にも訪問して真摯に対応していくということでもございました。この説明会には我々政策企画課も同席する予定としてございます。現時点での情報はまだ少ない状況ですけれども、寄居地区の開発ということにつきましては、市の重要施策の一つでもございますので、今後も注視していきたいというふうに考えてございます。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

副議長 執行部からの説明が終わりました。何か確認したいことはございますか。

笹島議員 これ地権者は何人くらいですか。

政策企画課長 地権者数でございますが、全部で約35人ということになってございます。

笹島議員 総面積はどのくらいでしたっけ。それと一番多く持っているのはどのくらいですか。

政策企画課長 資料の2ページ目の一番下のところに面積がございます。17万6,137平米ということで17.6ヘクタールというのが、全体の面積となっております。所有者のうち大きく土地を持っている方につきましては、概ね3分の1弱程度をお持ちになっているという状況でございます。

以上です。

笹島議員 これ、イオングループかな。これがもう取りやめになったということで今度日榮産業というところがこの権利を有して、ここが開発を進めるんですか。

政策企画課長 議員ご指摘のとおりでございまして、日榮産業がここの寄居地区の開発について開発を承継していくという内容となっております。

以上でございます。

笹島議員 ここに何か開発計画案って出ているんですけども、何か物流エリアとか商業エリアとか工場エリアとか駐車場とか。これ、日榮産業のほうでも、何かもう決まってるんですか、誘致は。

政策企画課長 企業情報などあまり今現時点でお答えできることが少ないんですけども、商業エリアにつきましては、テナントのお声掛けはもうスタートをしているということで聞いてございます。

以上でございます。

笹島議員 テナントが入るってことは何か建屋を建てて、そこに何店舗か入れるって商業エリアなのか、1店舗を大きく借りてくれるのかってことなんですけどどうなんですか。

政策企画課長 今回の話で申し上げますとテナント型という形になろうかと思えます。

以上です。

笹島議員 あまりよく決まってないということですよ。そうするとあと物流エリアはどうですか。

政策企画課長 現時点でお示しできるのは、このエリアの計画図ということでございまして、具体的な内容についてはまだ、市のほうでも聞いてないというところでございます。

笹島議員 そうするとこれ、地権者に説明するって何を説明するのかな。何も決まってない、分からないでは、説明しようがないと思うんですけど、どうですか。

政策企画課長 まずは地権者とイオンのほうでは、借地の契約を交わしていたところでございます。それについて、今度は相手方が、イオンから日榮産業に変わるということのご説明がメインの説明の内容なのではないかというふうに考えています。

以上です。

笹島議員 地権者にとってみれば、使ってもらって何ぼの話ですから、どういうふうに何をしてくれるのかっていう、どういうふうに有効利用をしてくれるのかっていうこと、必ず質問出てくると思うんですけどね。それは答えようがないということでもいいんですか。

それも全部日榮産業にお任せして、市役所はあまり関係ないのかな。

政策企画課長 商業エリアのほか、物流エリアであったり倉庫エリアとかございますけれども、ここでどういうことをしていくのかという部分も含めて、今度の地権者説明会の中で、日榮産業のほうでどこまで説明するのかということも含めまして、我々としましても、地権者説明会に参加するとともに、今後もこの計画については注視していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

笹島議員 今回の話、最後の注視してって何か関わりたいんですか、市役所のほうでは。

政策企画課長 この開発については、市の重要施策ということもございましたので、そういった商業施設等を誘導するという事は、市にとっても活性化、賑わいづくりにつながるということで、市が具体的に何かをするということにはございませんが、協力できるところについては、協力していきたいというふうに考えてございます。

笹島議員 まあ民間は民間に任せたほうがいいですよ。あまり余計なことをやらないほうが。道の駅もやりたいなとかだっっても話してますけど、だったらここに道の駅を持ってくるでもいいんじゃないですか。どうなんですかそれ。

企画部長 あくまでもここは寄居地区の開発についてこういった形で報告を受けたという民間の話でございますので、この土地についての道の駅構想との絡みというのは、市としては現時点で考えているところではございませんので、そちらはそちらで道の駅として粛々と検討を進めていくということでございます。

笹島議員 すごく立地としては最高ですよ。国道6号にも近いし、後ろにひたちなか市とい

う大消費地を抱えてるね。頭を使えば分かりますね、ここ使えばね。こんないいエリアないですよ。イオングループがここに出店したかったっていうことは、すごく調査分析したわけですから、非常にここはいいところだと思うんですよ。市役所が関わるんだったらその程度。あとはもう全く関わらないとかね。

どうなんですか、大森部長。

企画部長 基本的には開発行為で行っていく話を聞いておりますので、その部分については、法にのっとって粛々と、適正に開発行為が行われるように支援はしていきますけれども、それ以外の部分で積極的に市が関わるということは、現時点では想定はしてございません。

笹島議員 私が言ってることは、これとてもじゃないが日榮産業では手に負えないようなエリアの広さですよ。立地はすごくいいところですよ。

物流センター云々って言ってるけれども、日立物流が来るかもしれないですけども、やはりいろんなものはもう競争してやってるわけですから、市も少しは調整区域も準工業地域もありますから、調整区域を何か市のほうで、先ほど私が提案した道の駅でもここへ立地したらどうかなっていう話をしてるんですけどね。

その話は別ですかそうすると。

企画部長 調整区域、道の駅という話、ご提案でございますけど、そちらの話とは全く別というところでご理解いただければと思います。

副議長 ほかにございますか。

花島議員 あまり知識がなくて聞くのは申し訳ないんですが、まず、もともとの計画で、3層での大型ショッピングセンターっていうことなんですが、3層ってどういう意味でしょう。

政策企画課長 三階建てという意味でございます。

花島議員 その件は分かりました。

次に、イオンから日榮産業に借地権が移転したんですか。借地権っていうのは、A社からB社へ、移せるものなんでしょうか。

政策企画課長 借地権は、今現在はイオンと各地権者が結んでいるものになります。今回、日榮産業と各地権者が借地権を結ぶということで、今までイオンと地権者で持っていたものを、日榮産業に引き継ぐというような意味合いでございます。

花島議員 確認ですけど、別の契約になるって考えていいんですか。

政策企画課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

副議長 よろしいですか。ほかに。

古川議員 イオンのその開発断念は諸般の事情ということなんですけど、どういう事情かは、聞いてないですか。

政策企画課長 イオンにほうに聞いた範囲の中では、まず当初は先ほど申しあげました3層構

造、三階建ての、言わばイオンの内原店みたいなモール型で220のテナントを予定していたという計画であったところなんですけども、ここに来て、大型区画のテナントさんの出店意欲が下がってきたことであったり、資材が高騰していることであったりということもありまして、事業収支の見込みが立たなくなったということは聞いてございます。

それと加えまして、地権者をまとめるのにちょっと時間がかかってしまったということ。これまで相当お金をかけてきたんですけども、イオンの努力だけでどうすることもできなかったということで、お答えをいただいております。

副議長 よろしいですか。

小泉議員 分かる範囲で結構なんですけど、イオンも大分前から話があって、今こういう判断が下されたということですが、次の計画については、この実現性とかスケジュール感といったものはどのようになっていますでしょうか。

政策企画課長 我々のほうも、そこはすごく気にしているところでして、日榮産業のほうに確認をしたんですけども、今、地権者の権利関係をちょっと整理する時間が必要であるということを知っておりまして、それが整い次第、順次開発を進めていくということを知っております。

以上です。

小泉議員 もう1点。計画図を見ると、右の上のほうは抜けておりますが、この部分は範囲が狭まるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

政策企画課長 エリアが入っていない部分につきましては、調整区域という位置づけのエリアになっておりまして、ここの部分については、今現在聞いている範囲ですとイオンと地権者の契約を解約して、日榮産業とは、新たに締結はしないということを知っております。

以上です。

小泉議員 では最後になりますけれども、市のほうも、この計画に対していろいろにコミットしていく必要があるというふうに思いますし、商業エリアがどんなものができるか分かりませんが、例えば情報発信コーナーであったりとか、市民のための休憩所であったりとかっていう、そういった可能性もあるのかなというふうには思いますが、その辺り、市としてどのように関わっていくつもりなのか、その辺りちょっと、現時点で分かる範囲でお願いいたします。

政策企画課長 先ほど部長のほうからも申し上げましたが、一つ一つの開発については、1ヘクタールを超えておりますので、開発行為ということになるかと思っております。なのでその出てきた案について担当のほうで、精査をして、中身を確認していくことになるかと思っておりますが、その前段で、市のほうで何かこういったことができないかというチャンスがあれば、そこは積極的にお話をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

副議長 よろしいですか。

寺門議員 先ほどから寄居地区は、市にとっても最重要地域だということでお話が出てますけれども、そのイオンのショッピングモール構想と、それから今後その日榮産業の開発というこれも、分割で切り売りですよ、要はね。

という、日榮産業自体がどういう開発行為、きちんとした考え方を持っているのかどうかってのがまず確認したいことなんで、その日榮産業という会社自体、どういう会社なのか。どういう開発行為をこれからやろうとしてるのか、その辺はどうなんですか。

政策企画課長 日榮産業につきましては、水戸市にございます不動産開発事業者のいわゆるディベロッパーという業種になるかと思えますけども、那珂市内でも結構開発をされておりまして、例えばバイパスの業務スーパーからセブンイレブンの辺りの開発であったり、それからパチンコダイナムであったり、あとはツルハドラッグだったり、それぞれ一つ一つの店舗にはなろうかと思えますけども、そういった実績が那珂市内でも結構ございますし、県内でも相当大きくやられているということで、今回お話を聞いた限り、実現の可能性はすごく高いのではないかとということで期待はしているところです。

以上です。

寺門議員 地区で店舗誘致は非常に実績があるということですよ。ただその全体構造として、17.6ヘクタールもありますので、それぞれ物流、商業、倉庫エリアみたいにこの分割していくのがいいのかどうかというのはまずちょっと私は引かかるんですけども。それとその市のほうで、最重要地区と言いながらその当初商業地区でショッピングモールという構想で市の考え方とも合っているよねというところだったと思うんですけども、今後についてどうその寄居地区を開発していくのかっていうのはきちんと考え方を持たないとまずいことになりそうな気がするんで、その辺はどう考えているんですか。

政策企画課長 こちらにつきましては、今現在、総合計画の中で大規模集客施設の立地を誘導すると、ここはイオンを想定しての書き込みがあったところでございまして、大規模集客施設とは変わってしまうかもしれませんが、寄居地区の賑わいづくり、活性化を図るという部分については、寄与できるものというふうに考えてございます。

今回の計画も、今までイオンは止まってきた状態が続いていましたので、そこからかなり前に進んだのかなという印象もございまして、市としましてもこの部分については、うまく物事が進むように後方支援といいますか、そういったことはしていきたいと思えますし、位置づけとしましても、寄居地区の活性化に結びつくようなものは建設して活性化に結び付けていければいいかなというふうに思っております。

寺門議員 やはりそこは、きちんと活性化できるようにということをまず大事だと思いますね。全体構想というのをしっかり持っていたきたいなというふうに思えますし、あとその

中央地区っていうか今までのメインの商店街がありますんで、そちらに対するその相乗効果というか、そちらもぜひともご検討して考慮しておいていただきたいなと思います。

寄居地区できたんで活性化したけどいや、今の中心街が寂れるということになってはいけないんで。併せてそちらも両方その活性ができるものを考えながら、ひとつ開発のほうもしっかりコミットしていったいだきないなというふうに思います。

富山議員 イオンの開発の断念、大変残念なんですけど、これイオンがやるという段階でこの地区の地権者ときちんとこのすべての面積において賃貸契約っていうのはできていたのでしょうか。

政策企画課長 ちょっと個人情報を含みますので、なかなかお答えしにくい部分であるんですが、イオンとして全部契約できたかというところではなかったと聞いております。

以上です。

富山議員 あと一つ聞きたいのがこの地区の土地の用地は調整区域でよろしいんですか、全部。

政策企画課長 先ほどご説明しました右上の計画がないエリア、そちらが調整区域となっております。それ以外の部分は市街化区域となっております。

それと、左下に駐車場等というところがございしますが、こちら調整区域という位置づけになってございます。

以上です。

富山議員 現行案のまだ決まっていないテナント型の誘致型のスタイルをとるというような中での開発行為っていうのは、この状況の中では可能なやり方なんでしょうか。

政策企画課長 商業エリアの部分になろうかと思えますけれども、ここは市街化区域の中でも用途的には工業地域ということになっておりまして、その範囲内ということなので、現時点では可能。あとはそれぞれ法律の規制とそういったところをクリアすることは必要ですけれども、現状可能というふうに考えております。

副議長 よろしいですか。

小泉議員 最後にお問い合わせなんですけど、これ物流エリアがここに来るということはやはり、常磐高速の那珂インターチェンジとの結びというのは非常に大事になってくるんだろうなと私は思います。

途中、ご存じのとおり、道の整備が進んでいないところ、農免道路ありますよね。バーラインで五台地区まで来ておりまして、そこから先、高速道路までインターまでは現状のままです。ということは、こういうことが市としても推進していくというところは、併せてそういった計画も積極的に推進をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

副議長 ほかにありますか。

古川議員 何度もすいません。イオンのこの計画から日榮産業に開発計画に移行するに当たって、那珂市にとってのメリットとデメリット。例えばデメリットが税収だとか、そうい

った部分で何か変わりますか。

政策企画課長 当初の計画でいきますと、内原のイオンのようなということで行きますと、やはり雇用が一番大きいかと思います。雇用とそれと税収ももちろんなことですけれども、それに比べますと日榮産業のほうは、若干そこからは規模は縮小されるのかなと思いますので、まずは大きなところでは雇用ということが考えられるかと思います。

副議長 ほかがございますか。

笹島議員 ちょっとこれ見て思うんだけど、日榮産業って国道50号のバイパスのところにあるやつかな。ディベロッパーですよ。いろんなことやってるんだけど、これ細切れにされちゃうんじゃない。知っていますかリースバックという方式なんですけれども、建屋を建ててそこにテナントを呼んでいく。要するに細切れね。大きくできないんですよ。もしあれだったらその大手の、例えば名前挙げるとダイワハウスとか。この会社知っていますよね。いろんな県南のほうで、物流センターとかすごい大規模にインターチェンジ回りやっていますよね。こういうことを打診してっていうことはできないんですか。そういうことも並行して。

政策企画課長 開発の手法としてはそういったこともあるんだろうと思いますけれども、今回、この土地に日榮産業が賃借権がある土地があるということであったり、所有地があるということで、それに加えてイオンの断念ということが重なりまして、今回は日榮産業のほうでということになったというふうに理解しております。

以上です。

笹島議員 何でこんな話をしたかというのと、とてもこのイオングループがやっている5万3,000坪くらいかな。すごい広大なエリアですよ。大企業じゃないとこれ、開発がうまくいかないですよ。要するに先ほど言った細切れにされちゃうんでね。

ですから、できればそういうことで。なぜ私こんなことをしつこく言うかと非常にここ立地がいいんですよ。先ほどより寄居、寄居と言っていますが、これ那珂市とっても非常に貴重な地域で、こっちの方向には国道6号もあるし、国道349号バイパスがあって非常に大動脈の真ん中なんです。これからポテンシャルがある、発展するエリアなんです。ここを核としてももちろん雇用もそうだし、固定資産税もたっぴりとれますからね。こういうところはよく考えて、少しやってあげてくれたほうが、二度と出るようなエリアじゃないですからね。ですから、それをちょっとよく考えて。単純に寄居地区の発展のためじゃないんですよ。これ那珂市の発展のために非常にいいエリアなんです。そういうふうに単純に考えないで、これから先のこともよく考えてやってください。

よろしく願いいたします。

副議長 ほかにございますか。

ないようなので、終了といたします。

暫時休憩いたします。執行部の入れ替えをお願いします。

休憩（午前10時32分）

再開（午前10時33分）

副議長 それでは再開いたします。

続きまして、大宮地方環境整備組合環境センター（ごみ焼却施設）の整備方針について、執行部より、お願いいたします。

環境課長 環境課長の綿引です。ほか1名が出席しております。よろしくをお願いいたします。

それでは、全員協議会資料、大宮地方環境整備組合環境センター（ごみ焼却施設）の整備方針についてをご覧ください。

説明させていただきます。

大宮地方環境整備組合が検討を進めている環境センターごみ焼却施設の今後の整備方針及び概要についてご報告をさせていただくものでございます。

1、施設の整備方針でございます。大宮地方環境整備組合環境センターのごみ焼却施設は、平成2年3月竣工から32年が経過しており、老朽化が進んでいるため、大宮地方環境整備組合では、令和2年度に施設の延命化を図ることを目的に、ごみ焼却施設長寿命化総合計画を策定し、大規模改修を図ることといたしました。

令和3年度には、施設の新設についても調査検討した結果、既存施設を大規模改修した上で、15年程度使用し、併せて施設の新設を進めていくことを整備方針とし、詳細な内容について検討を進めているところでございます。

2の施設整備の方法でございます。

(1) 既存施設の大規模改修でございます。既存施設の焼却炉など、現在ある主要な設備の大規模改修によりまして延命化を図り、15年程度使用するものでございます。また、粗大ごみ処理施設につきましても、大規模改修による延命化を図るとのことでございます。

(2) の施設の新設でございます。新設する場合には、まず、建設用地の選定から始まりまして、事前の計画や調査、施設の建設工事に時間が必要となるため、施設の供用開始までは10年以上を要するとのことでございます。その中でも、用地の選定取得に関しましては、地元住民の理解を得る必要があるため、時間を要するのが一般的であるとのことでございます。

3の整備スケジュール期間でございます。

(1) 既存施設の大規模改修、基幹的設備改良事業でございます。大規模改修する場合には、基本計画、交付金申請に関する事務、発注までの準備事務で2年、建設工事で3年の計5年間を想定しておりまして、工事後は既存施設15年程度の使用を予定してございます。

(2) の施設の新設でございます。こちらは一般的な例でございます。新設する場合、

事前計画と調査、用地の選定及び取得等で7年と、建設工事で4年の計11年間を想定してございます。

次のページをご覧ください。4の事業費でございます。

(1) 既存施設の大規模改修でございます。

こちらはプラントメーカーからの概算により算出されたものでございます。費用につきましては約48億円でございます。

財源といたしましては、交付金、起債、一般財源とのことでございます。その他の費用といたしまして、事前の計画調査費等々、工事期間中に処理できないごみの外部委託が必要であるとのことございまして、ごみの外部委託につきましては、2年間を想定しているとのことでございます。

(2) の施設の新設でございます。

こちらは、他類似施設の事例を参考にしておりまして、費用は約101億円でございます。財源といたしましては同じく交付金、起債、一般財源でございます。また、その他建設工事以外の費用といたしまして、事前の計画や調査費が必要でありまして、資金の積立でも検討するとのことでございます。

5、今後の予定でございます。具体的な整備計画等、費用や詳細なスケジュール通りになりますが、これにつきましては、来月8月に開催されます大宮地方環境整備組合の全員協議会において、さらに踏み込んだ内容にて検討され、進められたものが説明される予定となっております。

以上でございます。

副議長 執行部の説明が終わりました。

何か確認したいことございますか。

小池議員 これ前に1回一般質問で質問させていただいたと思うんですけども、新設予定地を、例えばこれから先見つけていくということになりますと、なかなか住民の反対等々で、土地が見つからないとした場合には11年間かかってしまうということで、そうなるのと、既存の今使ってるところの大規模改修を、見つからない場合には改修をしながら使っていくというような形になるんですか。

環境課長 この大規模改修につきましては、今回の15年程度の延命措置というのが最後ということ聞いております。

それにつきましては、やはり躯体の老朽化、あとは必要部品の調達が困難ということございまして、こちらにつきましても、大規模改修はあと15年ということで、計算すると、50年以上経ってしまうというものになってしまいますが、それで終了という形と伺っております。

小池議員 そうしますと、次の用地というものを先行に入って見つけておく必要はありますよね。これからその作業に入っていくんでしょうけれども、改修しながら15年は何とか使

えると。その後の問題ですよ。分かりました。

副議長 ほかにございますか。

花島議員 幾つかお伺いしたいと思います。まず今の建物はいつ造られたものでしょうか。

環境課長 平成2年3月竣工と伺っております。

花島議員 それで、2011年に大地震がありましたね。あれで損傷とか、どこか弱いところが分かったところはありますか。建物と内部設備もあれば、お願いします。

環境課長 特に大きなダメージはなかったと思われまして。大規模改修というのがその当時、発生してございませんでしたので、そうだと思います。

花島議員 もう一つお伺いしたいのは、将来のごみの排出量、必要な処理量の見積りっていうのは、現在進めてるんでしょうか。それとも、これからの調査の中でやっていくのか。どっちなんですか。

環境課長 これからの調査になっていくと思われまして。

以上でございます。

花島議員 今、センターがあるのは、静地区ですよ。常陸大宮市と一緒にやっていると、那珂市内じゃなくて、常陸大宮市内に可能性もあると考えていいですか。

環境課長 おっしゃるとおりだと思います。

副議長 ほかに。

笹島議員 これ静のごみ焼却施設だけの延命措置とそれから新設なのかな。小場のし尿処理場はどうなんですか。

環境課長 現在のこの大規模改修につきましては小場のほうではなく、静のほうのごみ焼却施設についてのみという形で伺っております。

笹島議員 あそこも結構古いですよ。どんどん下水道は復旧してくると。利用料は少なくなってきましたよね。あそこはどうなんですか今度。

環境課長 今のところ、そちらにつきましてはお話は伺っておりません。

以上でございます。

笹島議員 これ大規模改修して15年間使う、それから新設して101億円かかる。これ二重投資だよ。15年間、既存のものを延命措置していくわけですよ。今度新たに100億円かけて新設すると。これ探すのも10年も15年もかかると。環境センターのそこ、あそこはメガソーラーになんか取られちゃってるよね。だからあそこできないよね。どうなんですかこれ。

環境課長 周辺につきましてはソーラー施設ができておりますが、あそこにはできる、できないというのはまだ伺っておりません。

笹島議員 これ前から俺言ってたんだよね。もう何年前に、多分大宮地方環境整備組合の人達は知ってると思うんですけど、何もかも後手後手に回ってて、探もしないで今度は、今言ってた延命措置をしていくっていう。それで、もう150億円近く、こういうふうに費

やして、これ無駄なことをやってんですよ。なぜこんなこと言うかというごみの減量化って進んでるでしょ。一つ。

それから、これから少子化になってくるでしょ。特に常陸大宮市なんかはどんどん人口減ってくるでしょ。二つ。こういうことあって、それでも、どこからこの100億円が出てきたか分からないんですけども、少し金無駄に使ってるんじゃないかなこれは。これ大宮地方環境整備組合はどう考えてんのこれは。

市民生活部長 一般的に公共施設につきましては、すぐに新設はせずに、まずは使えるものは、延命化をして使っていく、延命化が難しいときには、新設を考えていきたいと思いますというのが一般的な考え方でございますので、そのタイミングが今というふうに考えております。

笹島議員 それはうそですよ。もうこれ前々から分かってるんですよ。10年も15年も前からね。それは、大宮地方環境整備組合の人は知ってると思います、それは。その話はされましたから。今さらじゃないんです。

だから、なぜそんなこと言ってるかっていうと、15年と言わずもう5年か10年くらいにしておいて、新設のほうをもっと短く、10年とか15年じゃなくて5年とか6年って早めに手当てをしてやっていかないと。今言っただっちもかかりますよね。

今さらもうしようがないですけどここまできちゃってんですから、ですからできるだけ短い工期で、今すぐでも新規のものを探さなきゃいけない。なかなか難しいとかって言ってる場合じゃないと思います。要するに、先ほど言ったメガソーラーの件だってこれしちゃったわけでしょ。本当はあの辺りに造れば、問題なかったんですけどメガソーラー今できちゃったからもうあそこはできない。今度は常陸大宮市のほうも、今どこにあればするか分からないですけども。208

やはりもたもたすればもう5年10年どんどんかかって、それだけ既存の改修のほうもお金もかかる。

ですから、そういうことをスピーディーにやっていかないと。これ、先ほど言いました2点。減量化、それから少子化。これとも整合性とれなくなってきましたからね。要するに、規模はもうどんどん大きくじゃなく小さくなっていくわけですよ、プラントが。ごみ焼却プラントが小さくなっていくわけです。ですからそういうことも今度、私は大宮地方環境整備組合のあれじゃないんでお話しする機会は今なくなってしまったんですけども、この話はもう前々からしてますそれは。だから、大宮地方環境整備組合の職員の人たちは知ってます。同じことを私言ってます、もう前々から。

ですから、よくお話し合って、今度の会議のときに、よろしくお願いたします。

副議長 であれば、少し今話聞いてると、環境課も聞いておりますとか、やはり大宮地方環境整備組合のほうの話のちょっと又聞きになって答弁できないようなところもあるんですけども、大宮地方環境整備組合のほうから議会への説明なんかは、どうなんでしょう。求

めたほうがいいのかと思うんですけども。

市民生活部長 お話いただいたように、今日の時点では私どものほうで説明をさせていただきましたけども、今後示される具体的なスケジュールや、工事の中身については、私どもでは、お答えできない部分も増えると思いますので、その辺につきましましては、大宮地方環境整備組合の事務局と調整をしたいと考えております。

副議長 先ほど笹島議員からもあったとおり、大宮環境整備組合に入ってる議員じゃなきゃ分からないこともたくさんあると思うので、やはり一度、やはり大きな金というか。なので説明願えればなとともに、今度8月に臨時会があって、君嶋議員が議長だと思うんですけども、少しこういうのは求められないんでしょうか。

君嶋議員 8月に大宮地方環境整備組合の臨時会もありますのでその後に、各市町村でこれ負担金等も出してますから、やはり那珂市、常陸大宮市のほうの各議会にも説明をしてくれということで、私のほうからもちょっと要望をさせていただきます。

副議長 それでよろしいでしょうか。

小泉議員 この金額って、那珂市負担分ですかそれとも全体でこれだけかかるってことですかね。

環境課長 全体でございます。

寺門議員 1点。大規模改修もそうなんですけど、お金がやはりかかり過ぎるなという感じですよ。50億円近い。新規についても100億円ということなので、やはり大宮地方環境整備組合のほうで、きっちり、ご草案を出してそれからまた説明をされるということなんですけれども、基本的に今のシステムだと熱エネルギーはもう完全に捨てられちゃってるんですよ。それ費用にするとどれぐらいになるのか。その辺もきちんと考慮に入れて、捨てちゃっているものを、そんな無駄な施設をずっと15年もまた動かすんかいというのは、私素朴な感情を持っています。それは無駄をどんどん垂れ流していいんですかっていうことですよ。これは、ちょうど今総合計画も環境計画も見直しの時期に来てますよね。きっちり見直しをしてほしいんです。環境課は政策部隊ですから、やはり組合の話を聞いてということで、一つ段階が入りますけれども、そこは、常陸大宮市もそうですし、那珂市の環境課はきちんと施策を作ってくださいよ。

ちゃんと熱エネルギー、きっちり活用して、しかも、将来的には、先ほども話出たように少子化になるし、ごみの量も当然その頃には減るでしょうしね。あと15年もすれば、現在はあんまり減っておりません。ということはおみ減量化、排出の方法等もきっちり考えて、じゃあその建物をどうなるのというところへ反映してほしいんです。

大宮地方環境整備組合で決めましたからこうですって言うんじゃないで、そこはきっちりと、那珂市と常陸大宮市で施策をつくっていただきたい。どうも聞いてると、ちょっと後手にひいてるんですね。決してそうじゃないと思いますよ。

市長そうですね。

市長 議員のおっしゃることは当然だと思います。

ただ、大規模改修の場合には、既存施設を利用しますから、その中で例えば熱エネルギーを回収するようなシステムが新たに造れるかってのはこれ多分制約があると思うんで、その辺はそういうものを十分に検討はする必要あると思うんですけども、基本的にはそういうことかなと。

ただ、施設の新設については、もう今の時代ですから、最低限でもいろんなものを今、各地の施設を見させていただいてますけども、そこでやはり電力に変えていく、あるいは、自分のとこの出した水を施設内でまた浄化して流すとか、いろんなことやってますんで、そういったものは新しい施設を造る際には、当然考えなきゃならない視点というふうに考えておりますのでご了解いただきたいと思います。

寺門議員 分かりました。5年、10年、15年、新規でも20年ぐらいはかかってしまうという話ですので、やはりここはきちんと改修でいくのか、もう改修はもう決定事項みたいな話にはなってますけれども、もう一度やはり基本的に考え直していただきたいなと思います。

やはり新規できちんと熱エネルギーも十分に活用できるということで考えていただきたいし、あともう1点は、施設内をどう安全に効率的に入場から退場までできるかと、排出を。動線の問題もそうです。建物だけ建てればいいってことじゃないんで、粗大ごみの処理施設についてもそうです。この辺もきちんと併せて考えていく必要があると思うんですよね。建物を建てればいい、焼却炉を替えればいいじゃないと思いますよ。当然そのごみの減量化の問題までつながってきますんで、そこはきちんと考えていただきたいというふうに思います。

副議長 ほかにございますか。

市長 お答えだけします。十分に配慮いたします。あと施設なんかを見させていただくと、環境学習にも使える。今ごみ減量化とか、環境保護とかそういったブースも、新設する場合には当然必要になってくると思いますんで、そういったものも含めて検討してまいります。

副議長 ほかに。

花島議員 常陸大宮市のほうと一緒にやってるので、資金の分担なんていうのはどういう形で出すんでしょうか。

環境課長 工事費につきましては、整備組合の条例で定められている負担基準というものがありますので、そちらを見ますと、均等割で50%と、50%の人口割という形で負担額が算出されると伺っております。

副議長 ほかに。

先ほどの整備組合の説明お願い申し上げる次第でございます。

ないようですので終了といたします。

暫時休憩いたします。執行部は退席願います。お疲れさまでした。

休憩（午前10時56分）

再開（午前10時59分）

副議長 それでは、再開いたします。

続きまして、その他になります。事務局より説明があります。よろしく願います。

事務局長 それではご説明いたします。

全員協議会の資料に、議会事務局からの連絡事項ということで、資料が配付されておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

何点かご説明させていただきます。

まず1点目でございますけれども、議員と語ろう会でございます。

先日、議会運営委員会のほうでいろいろ細かい点を審議いたしまして、10月1日の土曜日、会場は午前中が中央公民館と総合センターらぼーるで、実際は午前10時からなんですけれども準備がございますので一応皆さん午前9時集合ということで、よろしく願いたいと思います。

それから、午後の部については、ふれあいセンターよこぼりとふれあいセンターよしのでございます。こちらもある実際の開会は、午後2時からでございますけれども、一応集合のほうは、午後1時からということでよろしく願います。

会議の内容でございますが、那珂市議会の活動の概要についてを説明した後、そのあとはフリーテーマで意見交換ということで、できるだけ市民の思いや考え方を傾聴する、聴くってということでよろしく願いをしたいと思います。

これにつきまして、この間の議会だよりも、案内の告知をしております。それから、広報なかのほうでも、今後告知をまいります。

それから、ポスターのほうも小さくて見えないかもしれないけれども、一応このような形で作りまして、後で皆さんに配付いたしまして、お知り合いの方とかにも掲示していただくようにご依頼をお願いしたいと思います。詳細については、また後日皆さんにはいろいろ資料を配付いたしたいと思いますのでよろしく願います。

それから、次に2番としてナカマロちゃんポロシャツと書いてあるんですけども、こちら、7月8日の議会運営委員会のほうでいろいろ審議いたしまして、今までひまわりフェスティバル、やっとな年また開くということもございまして、そういう部分で、ひまわりフェスティバルが終わってしまうんですけども、8月30日の定例会の初日におきまして、皆さんでナカマロちゃんのポロシャツを着用して、写真撮影をしようということになりました。

そもそも、今クールビズの期間でございますので、できるだけ軽装で出席するということがございまして、この際皆さんでポロシャツを着て、親しみのあるような議会というイメージも印象づけるということと、あと那珂市の花であるヒマワリ畑もまだ開花し

てると思いますので、ひまわりフェスティバルのほうは終わってしまいますけれども、そういうところも那珂市の花のひまわりということも、皆様にアピールするというところで着用をお願いしたいということでございます。

なお、クールビズの期間中でございますので、その他本会議または常任委員会等でも、ポロシャツ着用で出席ということも可能でございますので、ポロシャツを着用を推奨するというので、議会運営委員会のほうで決まりましたのでよろしくお願いいたします。

8月30日だけは皆さん着用するようにお願いいたします。ない方は商工観光課で販売しているんですけども、今納期が長いので早めに注文しないと、間に合わない場合がございますので、その辺につきましては、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それから3番目で、議会のペーパーレス化の実施ということでございます。

昨年12月に皆様にお手元にあるタブレット配付して以来、大体半年が経過いたしました。皆様もタブレットの操作方法とか、資料の見方等にはもう慣れてきていらっしゃると思います。それで9月の定例会から、資料については、紙の資料は配付いたしませんので、全部タブレットのほうにデータとして配信いたしますので、ご了解のほどお願いいたします。

なお、今のところ決算書と予算書については、冊子は別に配付する予定ですが、そのほかの議案とか全員協議会の資料とかそういう部分については、もう紙の配付はいたしませんので、よろしくお願いいたします。8月23日の議会運営委員会、全員協議会がありますので、このときの配付の資料から、紙は配付いたしませんのでよろしくお願いいたします。

それから、4番目としてこちらも先日の議会運営委員会の中でお話をしたんですけども、損害賠償の額の決定についての議案書でございます。現在、損害賠償の額の決定についての議案書については、一つの議案で何件かまとめて提出してある場合があります。そうすると、基本的に議決事件としては、内容を1件1件、議決すべきっていうのが原則となっておりますので、複数をまとめて1件とすることによって片方は反対で片方は賛成だよってなってしまうと、議事進行上なかなか難しいとところがございますので、基本的には1件につき1議案という形で提出するように執行部のほうに依頼することにいたしました。

それから、この損害賠償の額のところで個人情報の掲載への配慮ということでございます。損害賠償の額の決定の議案につきましては、必ず相手方がおりますので、相手方の個人の住所とお名前が掲載されることとなります。

この件については、ほかの市議会等の議案書等について、一応いろいろ調査したところでございますけれども、現在はその議案を公開している議会とか、市のほうが多くなっております。そうすると、この議案の中に載っているその相手方の氏名と住所が、公表されてしまうということになります。これの対策といたしまして、幾つかの市のほう

ではその名前を掲載しないで、個人の場合には、ただの個人っていうふうに記載しているところ、または公表する場合には、そこを黒塗りして名前を消して公表しているところというふうなことが、いろいろございますので、那珂市のほうでも、その辺は執行部と調整検討をしているところでございます。

これはなぜかという、例えば、損害賠償の議案で、この前の草刈り機で車の窓を終わってしまったという場合、市が100%悪くて相手は悪くないということで、100%損害賠償しますよっていう場合なんですけれども、こういう場合でも相手の名前が出てしまいます。そうすると、相手側としてはやられたのに、不本意ということで、その住所と名前が公開されることで、いろいろそのくらいプライバシーを不当に侵害する恐れもあるということもございます。そのようなケースもございますので、今後その個人の住所と名前の掲載については、執行部と今後十分検討してまいりますので、また、決まりましたら皆様にお伝えいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

法人については、一応法人名と代表者名と住所は、これは仕方ないだろう、商業登記簿等々にも明示されていることとございますのでそれについては、仕方ないということで、そういう区分けはしているところでございます。

説明は以上ですけれども、あともう1点追加で、本日午後2時から総務生活常任委員会のほうで、太陽光発電のガイドラインについて、県の担当職員に来ていただきまして、県のガイドラインについて説明をしていただくということになっておりますので、興味のある方は、傍聴するなりよろしくお願ひします。午後2時から実施する予定でございます。今回ちょっと事情がありましてYouTubeのオンラインの配信はその部分についていたしませんので、興味のある方で聞きたいっていう場合は、午後2時から傍聴席っていうかそちらのほうで聞いていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あともう一つ全員協議会の資料の中に、新型コロナウイルスの濃厚接触者と感染した場合の資料を掲載させていただきました。

まず横長の資料。今新型コロナウイルスの感染が、非常に多く発生しております。それで、濃厚接触者っていうのは、今は保健所のほうでは、同一世帯、家族であるとか、医療機関とか、高齢者の施設であるとか、そういうところでしか、保健所のほうで濃厚接触者という特定はしてくれません。

それ以外の感染した場合には、例えばその議会の内部で、誰かがこの会議中で、とりあえず今日なんか発熱してしまったって人がいた場合は、その近くにいた人が濃厚接触者になるであろうということで、その施設、事業所単位でも判断するしかないんで、基本的にはここに書いてあるように、今資料の①事業所等で陽性を確認した場合っていうのは、特に濃厚接触者は特定しないっていうことになってます。議会としてはその自宅待機も求めない。ただし、やはりその近くにそういう感染者がいたっていう場合には、

他の人に感染するリスクがあるかもしれないので、そういう部分については配慮してくださいということで、7月から保健所の対応が変更になっています。

それから、2番目で濃厚接触者になった場合に、最短3日で解除できるっていう話が今報道でされていますけれども、これは自分で抗原検査キット、2日目、3日目も2回やって、それで陰性であればその次の日から4日目からは、もう解除できるっていう形になってますんで、これはあくまでも、自分で抗原検査キットを買って自費でやるしかないということでございます。

それから3番、4番目についてはご覧のとおり、医療機関であるとか高齢者の入居の施設については、保健所のほうで濃厚接触者とか、そういう対応のほうは判断をしていきます。

それから小学校とか幼稚園についても、幼稚園については施設管理者、また小学校についても、今現状やっているような形で、できるだけ1番上にあるように、経済活動を停滞させないような形で、特定しないということとできるだけ注視しながら対応していくという形になっていきますので、皆さんも感染した場合とか、感染した人が近くにいた場合はなるべく注意をしていくしかないと思いますので、ご注意をしていただきたいと思っております。

それからもう1枚の資料なんですけれども、もしなってしまった場合の対応ということです。もし新型コロナウイルス感染症で陽性になってしまった場合、縦の表の下の方に、療養期間というのがあるんですけども、基本的に発症してから、症状がなくなって、10日間は一応自宅待機なり何なりしてくださいということでございます。

あとは無症状の方もいらっしゃるということでございますので、検査をしたらたまたま陽性になってしまった、無症状だけ。こういう方は7日間、自宅待機なり何なりをして、療養は解除になります。

この期間は保健所が全部監視する期間になりますので、必ず1日に2回か3回、アプリか何かあるんですけども、そこに体調とか何かを報告しなくちゃならないというような期間になっていますので、多分感染した場合も保健所のほうから連絡がすぐそういうふうに来るということでございます。

これ、もしもの場合のことでございますので、あらかじめこういうことになるんだよっていうのを頭に入れていただければと思いますので、本当に今感染者が増えております。職員のほうでも、どんどん感染者が増えておまして、濃厚接触者になってそれが感染してるとかっていうこともございますので、皆様もくれぐれも注意しながら日常生活を送っていただければと思います。

以上でございます。

笹島議員 自分がかかったなと思ったらむやみやたらに病院に行けないよね。発熱外来の病院に行かないといけない。どこに行けばいいの。

事務局長 かかりつけ医にまず電話してそこで対応してくればそこで対応できるし。じゃなければ、健康推進課のほうに連絡していただいてその病院に紹介していただき、そこに問合せしていただければ。病院によって公表しているところとしてないところがあるらしいんです。だから、健康推進課に問合せして、そこから電話していただければ。

笹島議員 それでもちゃんと把握しないと。どこの病院行ってくださいと我々も言えるんじゃないですか。例えば小豆畑病院なんかもやっていますよと。

事務局長 慶和病院とかでは多分やっていると思うんで、そこよく車が止まっていたりするっていうことなんで、大きい病院は多分やっている、小豆畑病院とかでもやっているかと思います。問合せしていただいて、健康推進課が全部分かっていますので、そこで聞いていただいたほうが一番確実だと思います。

(複数の発言あり)

事務局長 一応縦長の資料に、判断基準って書いてあるんですけども、最終的に基本発症してから10日間。10日間でも、症状がなくなっからは3日間経過しないと駄目ですよっていうのが。症状がなくなっから72時間経過しないと駄目ですよっていうのがあるんで。だから、10日間の間の7日まではちょっと熱があったんですけどもそのあと3日何もなければそれで10日が終わりです。多分、これの資料だと、もう10日間は絶対隔離することになるんで、二、三日で症状が軽くなっちゃって、その後ずっといたとしても、一応10日間は多分なると思います。

あとその保健所に聞いていただけないとちょっとその辺は分からない。私のほうでも、詳しいことは分かりません。

最終的な陰性陽性の判断はしない、検査をしないっていうことを書いてありますんで。

(複数の発言あり)

事務局長 ですから、それはもう保健所の指導指針に従わなくちゃならないので。毎日多分、朝昼晩、ちゃんと症状とか熱とかを入力するアプリか何かがあるそうなんでそちらを向こうで案内してくれるんで、そこに毎日入力してください。

そういう症状がなくて、発症して症状がなくなっ最終的には3日以上経って、しかもそれで10日以上経ってればそれでオッケーですよっていう話らしいです。

古川議員 お聞きしたいんですけど、発症したとしますよね。それって感染か風邪か分かんないわけですよね。分かんない場合は取りあえず病院行くということなんでしょうけれども、例えば抗原検査キットを持ってる方は、それで自分でやったら陽性になったと言ったら病院に行く必要もないですよ。自分が保健所に連絡すればいいんですか。陽性になっちゃいましたみたいに。

事務局長 多分その辺も、私も詳しく分からないですけども、個人でやったのでは駄目なんで最終的な陽性になって医者に行かないと、そこで判断してもらわないと駄目だと思います。

古川議員 抗原検査キットの意味がないね。どっちにしても今手に入らないんでしょう、抗原検査キット。

分かりました。

花島議員 古川議員の質問に関連してですけど、3月までは、県で抗原検査がやれる体制をつくってましたよね。3月で終わって、そのあと全くないんですか。

事務局長 無償でやってくれる抗原検査ですか。前いろんなお店でやってくれたところ。

花島議員 そうです。

事務局長 今は、県のホームページ見たら8月30日まで延期になっています。ただ、それには条件がありまして、いろんなイベントとか提出を求められている。そこに参加する人が全てが求められる場合は、適用されます。ただ不安だとか何かそういう場合には、対象となりませんよということで、それはまだ無料でやっています。

花島議員 求められる場合ですか。例えば大きな会があって、そのときに、検査してきてくださというふうに求められてる場合。

事務局長 そうです。だからその辺が難しいんですけど。ただの不安だからやってくださいではやってくれないそうなんですけど。

花島議員 それは分かるんですけども。大きな集会があるからってことで、自分の判断ではだめだってことですよ。

事務局長 だからどうしても自分で不安だという場合はその検査キットを購入して、自分でそれでやるしかないってことですね。やって陽性であればそれで医者に行くとかっていう話になる。最終的には。

副議長 ほかにありますか。

(発言あり)

花島議員 前の話。損害賠償の件で、個人情報秘匿ってということなんですけど、それって、公開しないだけであって、例えば我々が知ることができるんですか。どこの誰それ。

事務局長 基本的には、今総務課といろいろどうするかっていうことなんすけれども、全部その名前を削除しちゃうか、その議案書を皆さんに配る議案書だけには、名前書いて、公開する場合にはその名前を除くかっていうのはいろいろありまして、基本的に全部統一したいと思いますので、もし知りたい場合は、議案の質疑のときに聞けばそれは多分聞けると思います。あとはその対応を今どうしようかっていうことで執行部と検討します。

一般的に考えると、損害賠償の議案について審議する場合なんですけれども、例えばこないだみたいにその草刈りをやって車の窓ガラスを割ってしまったっていう場合は、相手の損害賠償の額を決めるのにどういう内容で、どういうことをやってしまっそれが幾らになるかっていうのが、一応その議案審議の中の大きな項目だと思うんですね。

それは、相手が誰だろうかっていうのは個人の場合は、特にその相手方あれだからこれがいくら高いとか安いとかそういう判断にはならないと思いますので、損害賠償の場

合、特に個人の場合は、こういう事件をやって、相手方と、市の側でどのぐらいの過失割合があるとか、それで結果幾らになった、これが多分審議する場合には、重要な内容となると思いますので、そこに誰だから、違うとかいいとかそういう判断にはならないと思いますので、それはだから個人の住所と名前は必要があれば、いくらでも皆様には提供はするというのはスタンスであります。

花島議員 その辺しっかりしてほしいんです。

必要ならば知れると。何でそういうこと言うかっていうと、必ずしも正常な事故だけじゃないですよ。当り屋なんて世の中にいるわけだし、逆に被害を被っているのに妙に値切られちゃう場合もあるかもしれないんで、そういった場合議員が調査するきっかけ、種がないとまずいと思いますので、その点を考えてこれからの方針を決めてください。

以上です。

副議長 ほかにありますか。

ないようですので、閉めさせていただきたいと思います。

以上をもちまして全員協議会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会（午前11時24分）

令和4年9月1日

那珂市議会副議長 大和田 和男